

「その受診、適正ですか？」～整骨院・接骨院は正しく利用しましょう～

整骨院・接骨院で施術を受ける際、**単なる肩こりやスポーツ後の筋肉痛などへの施術に健康保険は使えない**ことは、ご存知でしょうか。整骨院・接骨院は、健康保険が使える場合と使えない場合があることを理解した上で、正しく利用しましょう。



保険証が使える場合

- 捻挫・打撲・肉離れ
(病院との重複受診はできません)
- 骨折・脱臼
(緊急時以外は医師の同意が必要です)



保険証が使えない場合 (全額自己負担)

- 単なる肩こり、筋肉痛、腰痛
- 疲労回復やリラクゼーションを目的とした施術
- 病気を理由とした痛みや凝り、症状改善のない長期施術(神経痛、リウマチ、椎間板ヘルニアや慢性病など)
- 仕事中や通勤中のけが
(労災保険の適用となります)



施術を受けるときには!

☑施術目的やケガの原因を正しく伝えましょう

ケガをした状況によって労災保険の対象になるなど、保険証が使えない場合があります。

☑療養費申請書は、必ず自署(サイン)しましょう

申請書の内容(負傷原因、負傷名、施術を受けた日数、金額など)に誤りがないかよく確認し、必ず自分でサインしましょう。

☑領収書を必ずもらいましょう

整骨院・接骨院は、無料で領収書を発行することを義務付けられています。必ず受け取り、保管して下さい。

☑施術が長期にわたるときは医師の診断を受けましょう

症状改善が見られず施術が長期にわたるときは、病気による痛みが原因である可能性があるため、医師の診断を受けましょう。

施術内容についての確認調査に、 ご協力をお願いします。

糸満市では医療費適正化のため、整骨院・接骨院での受診に伴う施術内容の確認をしています。糸満市より委託を受けた点検機関(ガリバー・インターナショナル株式会社)から皆様へ、右のような調査書が届いた際は、回答のご協力をお願いします。また、正確な回答ができるように必ず領収書を受け取り、施術内容の記録を残すようにして下さい。

